平成２２年（フ）第２３５号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目11番12号さつき荘101号
債務者　平山美恵子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
鹿児島県鹿児島市真砂本町16番17号浜田マンション201号
債務者　丸山　純一
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目15番２号
債務者　小川千鶴美
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
鹿児島県鹿児島市西紫原町18番地１コーポ梶原201号
債務者　瀬脇　和代
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
沖縄県那覇市安謝２丁目15番１―408号　安謝市営住宅
債務者　玉城　恵子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１３３号
沖縄県豊見城市字上田211番地４
債務者　新里　直矢
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第６１号
群馬県桐生市相生町４丁目42番地の１　今泉住宅７号棟
債務者　蓼沼　泰夫
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１４７号
長野県中野市大字吉田1035番地１　ナチュラルグリーンＢ102号
債務者　土屋　利行
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２号
長野県伊那市日影554番地１　中屋敷ハイツＥ号
債務者　下島　　哲
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第３９号
長野県伊那市御園802番地１
債務者　田子　憲一
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第４４号
長野県伊那市富県8394番地４
債務者　酒井千代恵
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第１５９号
兵庫県川西市黒川字谷垣内116番地の１
債務者　冨嶋十四和
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第７８５号
奈良県生駒郡三郷町信貴ヶ丘１丁目９番４号
債務者　岸本　暁雄
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１５９号
奈良県大和郡山市北郡山町182番地12
債務者　東尾　秀隆
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３５号
佐賀県唐津市和多田南先石４番18号　コーポ脇久103号
債務者　古川　雄二
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第３７号
佐賀県唐津市厳木町本山４番地
債務者　小野　有友
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第９３号
富山県中新川郡立山町柿の木沢3547番地の10
債務者　青山　隆子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０１号
富山県滑川市柴62番地15、住民票上の住所富山市中市２丁目５番11号
債務者　金森久美子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで　富山地方裁判所民事部